

【問合せ先】

税務課市民税係 ☎24 - 1 1 1 1 内線 2 5 1 5 ・ 2 5 2 2
三間支所税務係 ☎58 - 3 3 1 1 内線 2 1 6 3

吉田支所税務係 ☎52 - 1 1 1 1 内線 5 5 2 7
津島支所税務係 ☎32 - 2 7 2 1 内線 5 9 1 2

所得申告を忘れずに！

平成27年度(平成26年分)の市県民税の所得申告期間は、3月16日(月)までです。期間内に忘れずに申告を済ませましょう。

市県民税の申告対象者

市県民税の申告が必要な人は、市内に住み、平成26年中に次のような所得があった人です。

- ① 営業・農業・漁業など の事業所得
- ② 家賃・配当・恩給・年金・利子・譲渡などの所得
- ③ 給与所得者のうち、次のいずれかに当てはまる人

- ▷ 勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人
- ▷ 2カ所以上から給与を受けた人
- ▷ 医療費控除などを受けようとする人
- ▷ 平成26年の途中で退職し再就職しておらず、市に給与支払報告書が未提出の人 など

国民健康保険料

国民健康保険の被保険者は、昨年の収入の有無にかかわらず申告が必要です。

※納付義務者(世帯主)には、当該納付義務者およびその世帯に属する被保険者についての申告が義務づけられています。

< 申告をしないと… >

期間内に申告をしないと、諸控除の適用や国民健康保険料の減額該当者として認められないことがあるほか、所得課税証明書などを交付できません。必ず期間内に申告をしてください。

市県民税の申告相談会

【と き】 3月16日(月)までの午前9時～11時30分、
午後1時～4時30分 (土・日曜を除く)

- ▷ 宇和島地区 = 市役所 6階
- ▷ 吉田地区 = 吉田支所 税務係
- ▷ 三間地区 = 三間支所 会議室
- ▷ 津島地区 = 津島支所別館 2階

【持参物】

- ▷ 収入金額が証明できる帳簿や書類
- ▷ 収入を得るための必要経費が証明できる書類
- ▷ 諸控除を受けるための社会保険料・生命保険料
年金保険料・介護保険料・医療費などの領収書
- ▷ 給与と年金受給者は所得税の源泉徴収票
- ▷ 印かん (スタンプ式のものは不可)

【注意事項】

- ▶ 申告が必要と思われる人は、案内書の有無にかかわらずお越しください。
- ▶ 所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告をする必要はありません。
- ▶ 各種経費の領収書や所得控除の領収書などは各種類ごとに事前に集計してから、ご来場ください。
- ▶ 駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
- ▶ 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

宇和島税務署からのお知らせ

■お済みですか 確定申告

確定申告は、済みましたか。まだ済んでいない人は、お急ぎください。期限を過ぎて申告や納税をすると、本税のほか、加算税や延滞税が必要になる場合がありますのでご注意ください。

■インターネットで申告書作成

確定申告書は、国税庁ホームページを利用して簡単に作成できます。作成した申告書は、直接、電子申告するかA4サイズの紙に印刷して郵送などで税務署に提出できます。書面で提出する場合は、国税庁ホームページから確定申告書用紙や収支内訳書用紙などをダウンロードすることができます。

■申告と納税は期限内に

- ▷ 所得税及び復興特別所得税 = 3月16日(月)まで
- ▷ 消費税及び地方消費税 = 3月31日(火)まで

※振替納税を利用している人は、あらかじめ指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。

※不明な点があればお気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】 宇和島税務署 ☎22 - 4 5 1 1

(自動音声案内に従って、番号を選択してください)
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>